

海南島にて域内ゼロ関税政策「封関」が間もなく開始、新政策の優遇措置強化

2025 年 8 月

第 8 号

概要

国務院新聞弁公室は 2025 年 7 月 23 日の記者会見において、海南自由貿易港での「封関」(訳者注:加工特区化)を 2025 年 12 月 18 日から開始することを正式に表明しました。2020 年 6 月に国務院が「海南自由貿易港建設全体案」を公布して以降、海南自由貿易港では 5 年間にわたって一連の政策を相次いで発表してきました。これは、自由貿易港の建設及び発展を推し進め、海南島全島における「封関」の政策制度体系の基礎的な構築を目的としています。

海南自由貿易港の「封関」とは、海南島全島を 1 つの税関監督管理特別区域とし、「第 1 線の開放」、「第 2 線の管理」、「島内自由」を基本とした、自由化及び利便化政策制度の実施を指しています。「第 1 線の開放」とは、海南自由貿易港と中国以外の国や地域間を「第 1 のボーダーライン」とする、自由で利便性のある一連の出入境措置の実施を指します。「第 2 線の管理」とは、海南自由貿易港と中国大陸間を「第 2 のボーダーライン」として、「第 1 線」で開放した内容に対する厳密な管理の実施を指します。「島内自由」とは、海南自由貿易港内における比較的自由的な各種の流通を指します。

2025 年 12 月 18 日から開始する海南自由貿易港の正式な「封関」に合わせて、商務部、財政部、税関総署、国家税務総局は、このほど以下の関連政策を公布しました。¹

- ・ 「海南自由貿易港における輸出入貨物、物品の禁止・制限リスト」
- ・ 「海南自由貿易港の輸出における『第 1 線』、『第 2 線』及び島内流通の税務政策に関する通知」
- ・ 「海南自由貿易港の輸入に係る課税商品リストに関する通知」
- ・ 「中華人民共和国税関による海南自由貿易港の加工付加価値に係る関税免税貨物に対する税務管理暫定弁法」
- ・ 「海南自由貿易港の加工付加価値貨物の関税免税に関する徴税管理暫定弁法」(上記の付帯弁法)

これらの政策は、「封関」の開始に向けて全力で取り組んでいる重要な時期に、中国政府が高水準な対外開放を拡大していく姿勢を示すものであり、海南における産業アップグレードを最適化するための新たな原動力をもたらしています。本稿では、新政策の主な内容を整理するとともに、税関監督管理及び徴税管理面から新政策の企業への影響を分析し、そのインサイトを共有いたします。

詳細内容

ゼロ関税政策の実施拡大

貨物貿易の「ゼロ関税」は、中国「第 14 次 5 か年計画」期間(2021~2025 年)における海南自由貿易港建設推進の重要政策であり、関税減免の段階的な実施による貿易の自由化と利便化の促進を目的としています。

「ゼロ関税」とは、具体的には海南自由貿易港が国外から「第 1 線」を通過する輸入貨物及び物品に対して、税関が関税、輸入段階の増値税及び消費税を免除した上で、一般的な監督管理の実施を免除することを指します。全島での「封閉」実施前の現時点において、海南自由貿易港の「ゼロ関税」政策は下記の 3 種類のリストを通じて実施、管理されています。

種類	現行の「ゼロ関税」政策	免税対象
自家用生産設備	企業の自家用生産設備に「ゼロ関税」のネガティブリスト管理を実施	関税、輸入段階の増値税 及び消費税を免除
交通手段及び プレジャーボート	島内での交通輸送、観光業に用いる船舶、航空機などの交通手段、プレジャーボートに「ゼロ関税」のポジティブリスト管理を実施	
原料・補助材料	島内で自社生産用または「原材料輸入、製品輸出」モデルの輸出加工に用いる原料・補助材料に「ゼロ関税」のポジティブリスト管理を実施	

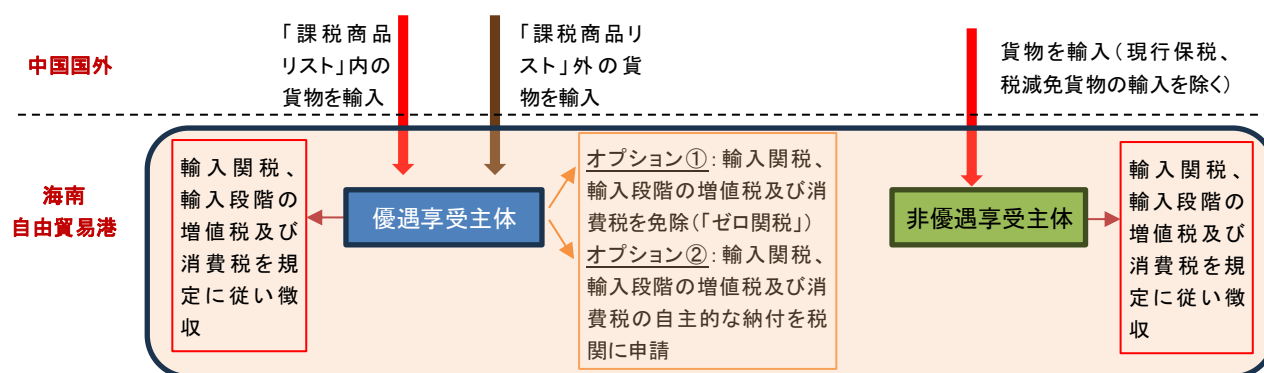
全島「封閉」後における主な変化点は以下のとおりです。

- ① **「ゼロ関税」商品の対象範囲が大幅に拡大:** 全島「封閉」開始後、「ゼロ関税」商品の輸入にはネガティブリスト管理が実施されます。即ち、「海南自由貿易港の輸入課税商品リスト」がこれまでの「ゼロ関税」商品のポジティブリストに取って代わります。この結果、「ゼロ関税」商品の範囲は現在の 1,900 項目から約 6,600 項目にまで拡大され、全項目の約 74%を占めることとなり、これは「封閉」前と比べて 53%近くの拡大となります。特に機械設備や検査機器などの商品の追加によって、開放の範囲と水準は大きく上昇します。例えば、「封閉」前は海南博鳌(ボアオ)楽城国際医療ツーリズム先行区内にて登記し、認定を受けた企業のみがゼロ関税政策の対象とされていた医療機器についても、「封閉」後にはさらに開放されることになります。
- ② **優遇を享受する主体の範囲も大幅に拡大:** 現在の「ゼロ関税」輸入政策は、海南自由貿易港にて登記、登録された独立法人企業や事業体に対してのみ適用されているのに比べ、全島「封閉」開始後は、各種企業や事業体、及びテクノロジー分野・教育分野の NPO 団体は、海南自由貿易港で登記・登録され、且つ経営(活動)異常リスト、税関不信用企業リスト、重大違法不信用リストに掲載されていない場合、実際の輸入需要があれば優遇を享受する主体(以下、「優遇享受主体」)の資格を有していることを自主申告することで、ゼロ関税政策を享受することができるようになります。
- ③ **政策の制限条件がより緩和:** 「封閉」開始後、「ゼロ関税」輸入商品及びその加工製品はもはや企業の自社使用に限定されず、優遇享受主体間で自由に流通させることができ(例: 海南自由貿易港内で加工、製造した貨物及びその加工製品が島内で譲渡される場合)、輸入に係る追納が免除されます。

今回公布された新政策は、貿易の円滑化を促進し、海南自由貿易港での生産、加工及び販売を行う各産業のサプライチェーンの網羅的な形成に貢献することになるでしょう。一方、現行の課税リスト上の消費材品目について、現段階では引き続き既存の免税販売チャネルを通じた免税販売が可能です。

なお、以下の点に留意が必要です。

1. 「ゼロ関税」貨物が 4 種類の措置対象貨物(関税割当管理、貿易救済措置、関税減免義務の中止、追加関税措置)に該当し、報復関税の徴収を目的として実施する追加関税措置(追加関税が全て除外される場合を除く)の対象である場合、「第 1 線」を通過して輸入される際には、引き続き国の統一規定に基づいて 4 種類の措置が適用されます。
2. 「ゼロ関税」輸入貨物には税関電子帳簿の設置が必要であり、税関は情報化、スマート化手段を用いて管理を実施します。また、特定の免税貨物として関連税関手続を実施しなかったものの別途確認が必要とされた場合、調査や検査が実施されます。
3. 輸入課税商品リスト以外の貨物について、優遇享受主体に該当する場合は「ゼロ関税」政策が適用されますが、非優遇享受主体には適用されません。
4. 優遇享受主体が輸入関税、輸入段階の増値税及び消費税を自主納付する意向がある場合、税関に申請することができます。「ゼロ関税」貨物を輸入する資格を自主的に放棄した場合、その後 12 か月間は同種の貨物を再度「ゼロ関税」によって輸入することの申請はできません。このようなスキームが残されているのは、優遇享受主体が非優遇享受主体に対して販売する際に発行する増値税発票を、前段階で納付した税関段階の輸入増値税の控除に使用できるようにして、増値税処理における一貫したプロセスを確立させるためだと考えられます。



加工付加価値に係る関税免除政策の深化

加工付加価値貨物に係る国内販売関税免除政策とは、海南自由貿易港における奨励類産業（「産業構造調整指導リスト（2024年版）」内の奨励類産業、「外商投資奨励産業リスト（2022年版）」内の産業、及び海南自由貿易港新規奨励類産業を含む）に属する企業が生産する貨物（輸入材料を含む）で、海南自由貿易港内の加工付加価値が30%以上に達する場合に、海南自由貿易港から大陸への輸送に係る輸入関税を免除し、規定に基づいた輸入段階での増値税及び消費税を徴収する政策を指します。この政策は2021年7月の試行開始以降、複数回にわたって最適化の調整が行われました。

最新の「海南自由貿易港の加工付加価値貨物の関税免税に関する徴税管理暫定弁法」では、以前まで特定の税関特別監督管理区域に限定されていた試験的な措置の適用範囲を海南島全島にまで拡大し、地域制限を廃止しています。また、対象企業条件が緩和され、奨励類産業における主要営業収入の総売上高比率を60%以上とする要件についても廃止しています。同時に、「ゼロ関税」輸入貨物及び島内原産貨物を加工付加価値の算入対象に追加し、島内の各企業による加工段階の付加価値について累積計算を認め、より多くの企業が優遇を享受できるようにしています。このほか、新政策では付帯的な徴税管理細則（例：加工付加価値申告プロセス、リスク調査制度など）の公布によって制度を網羅的に体系化しており、加工付加価値政策が「普遍的な優遇制度」という新たな段階に入ったことを示しています。

新たに公布された「海南自由貿易港の加工付加価値貨物の関税免税に関する徴税管理暫定弁法」では、政策の詳細について大幅な改善が図られました。

改善事項	「封閉」前の試験的な政策	「封閉」後の政策	主な影響
優遇享受の条件	企業の奨励類売上比率が60%を下回らないよう要求	売上比率を廃止し、奨励類企業であることのみ要求	優遇を享受する企業範囲が拡大
ゼロ関税輸入材料の範囲	保税貨物に限定	「ゼロ関税」貨物を追加	材料調達のためのさらなる柔軟化
加工付加価値の計算	販売価格における、輸入部材及び国内区外仕入材料を超過する付加価値部分	海南原産貨物の価値も付加価値部分に計上	企業における30%の付加価値率要件の充足がより容易化
付加価値の累積計算規則	単一企業内部または洋浦保税港内の深加工結転（記者注：加工貿易企業間で、保税状態のまま、中国内で貨物を直送する取引）に係る全体付加価値累計額に限定	全島の川上・川下企業間における付加価値の累積計算が可能	産業チェーンの連携を奨励、産業クラスターの拡大
微細加工の認定	明確な定義なし	混合、ラベリングなどの微細加工は優遇享受の対象外とする条項を追加	政策の恣意的な利用を防止し、実質的な加工要件を強化

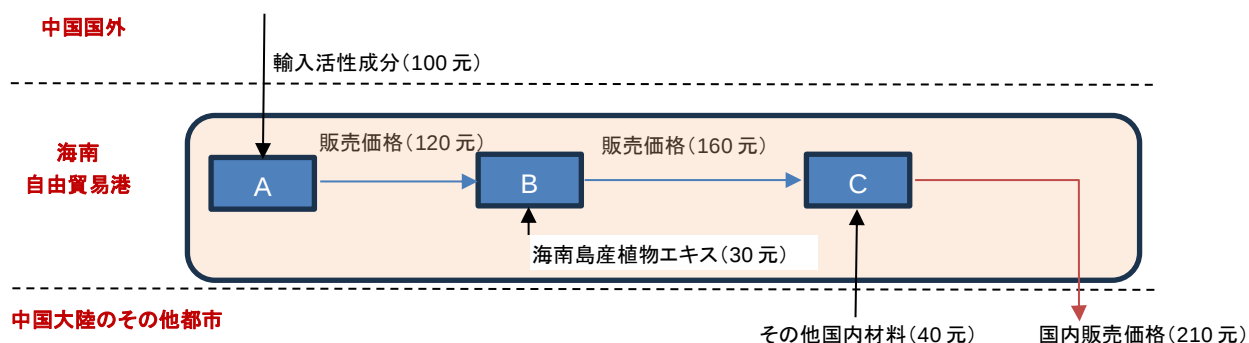
上記の「加工付加価値の計算」で言及されている「海南原産貨物」の認定においては、依然として「完全取得」を主な根拠としている点に注意する必要があります。ここでは、主に海南島で栽培、養殖、収穫した農産品及び採掘した鉱物が該当し、これまでと同様に第一次産業が主な対象となっています。軽・重工業製品を主とする製造業企業にとって、加工付加価値の計算における海南原産の適用度合はそれほど顕著ではないものの、海南の地元製品に対する「グリーンゲート」が開かれています。

ケーススタディ: 美容液化粧品の生産

美容液 1 本の原価構成は、輸入活性成分が 100 元、国内仕入原料が 40 元、海南原産植物エキ스가 30 元と仮定。

- ・ シナリオ①(「封閉」前): 企業による単一加工段階後の域外への国内販売価格は 180 元。
- ・ シナリオ②(「封閉」後に各企業が分業): A 社は活性成分(100 元)を輸入し、加工後に 120 元で B 社に転売。B 社は海南原産植物エキス(30 元)を加え、加工後に 160 元で C 社に転売。C 社はその他国内材料(40 元)を仕入れ、生産した完成品を 210 元で中国大陆に販売。

シナリオ②(「封閉」後に各企業が分業)の取引フローのイメージは下図のとおりです。



	シナリオ①:「封閉」前の試験的な政策	シナリオ②:「封閉」後政策
加工手順	企業は全ての加工を独立して完了させ、国内のその他地域に販売する必要がある。	分業フロー: A 社が活性成分(100 元)を輸入し、加工後に 120 元で B 社に転売 B 社は海南原産植物エキス(30 元)を加え、加工後に 160 元で C 社に転売 C 社はその他国内材料など(40 元)を仕入れ、生産した完成品を 210 元で中国大陆に販売
付加価値率の計算 = [(貨物国内販売価格－輸入材料価格－国内仕入材料価格)／(輸入材料価格＋国内仕入材料価格)]	付加価値率 = [180－(100＋40)]／(100＋40) = 28.57%	新規定では海南原産貨物は国内材料原価から控除可能で、付加価値率の計算は以下のようになる。 [210－(100＋40－30)]／(100＋40)＝100／140 ＝ 71.42%
優遇政策の適用可否	付加価値率が 30%を下回り、当該企業の国内販売には優遇政策を適用できない。	30%の付加価値率要件を満たし、C 社の国内販売には優遇政策を適用できる。

海南における現行のその他税務優遇政策

関税や監督管理などの優遇政策のほか、海南における現行の主な税務優遇政策には、企業所得税率 15%、新規国外直接投資免税、及び個人所得税優遇税率 15%なども含まれます。

7月23日に国务院新聞弁公室で行われた記者会見において、財政部の関係責任者は、海南島全島での「封閉」開始後、財政部は自由貿易港建設の実情とよりハイレベルな対外開放を推進する必要性を踏まえて、税制改革の深化を継続し、政策を持続的に加速させ、政策優遇を絶えず開放していくと説明しました。そのうち、企業所得税及び個人所得税の現行優遇政策は今後も継続し、自由貿易港建設のニーズを満たすより多くのハイレベルな人材と優良企業を海南島に誘致するなど、自由貿易港の発展を支援していくとしています。

海南自由貿易港で現在でも有効な企業所得税及び個人所得税に関する優遇政策は下表のとおりです。海南自由貿易港における税制改革の推進でさらに深化し、より開放的な税務政策体系の実現と、地域を対象とした普遍的な税務優遇政策の実施を着実に達成することが期待されます。特に新設された国外直接投資の免税政策については、現在の企業の海外進出傾向の中で注目されており、PwC 税務チームは、多くの企業に対して政策運用に関連するコンサルティング及びサービスを提供しています。

税目	適用主体	優遇政策	有効期間
企業所得税	海南自由貿易港に登録し、実質的な運営を行う奨励類産業企業	15%の軽減税率で企業所得税を徴収	2027年12月31日
	海南自由貿易港に設立された観光業、現代サービス業、ハイテク産業企業	新規国外直接投資で稼得した所得について、企業所得税を免除	2027年12月31日
	海南自由貿易港に設立された企業	条件を満たす資本的支出について、支出発生当期の一括損金算入または加速減価償却／償却を認める	2027年12月31日
個人所得税	居住累計日数が183日以上、海南自由貿易港にて就労するハイエンド人材及び不足人材（航空、海運、海洋石油・ガス探査人材を除く）	その総合所得、経営所得の個人所得税の実効税負担が15%を超える部分を免除	2027年12月31日

まとめ

今回公布された海南自由貿易港の最新政策は、主に税関政策に集中しており、「海南自由貿易港建設全体案」で言及されている企業所得税15%のネガティブリストや販売税制改革はまだ含まれていません。留意すべき点として、「付加価値30%」政策では、奨励類産業の売上比率60%以上という要件を撤廃しているものの、企業所得税に関する優遇政策については、例えば優遇税率15%を享受するために現行政策の要件（奨励類産業を主要営業収入とし、且つその主要営業収入が総売上高の60%以上であること）を充足する必要があります。

海南の「封閉」時期の確定と、中央政府及び海南政府が相次いで公布、施行する海南自由貿易港の優遇政策は、関連する各産業に対して効果的な影響をもたらすでしょう。例えば、企業の生産設備や部品の関税免除によって、ハイエンド製造業（例：バイオメディカル、新エネルギー車、航空宇宙など）の生産コストは大幅に引き下げられるでしょう。また、海南で加工され30%以上の付加価値をもたらした輸入貨物を中国大陸向けに出荷した場合、関税が免除され、農産品加工、医療機器、精密測定器の組立などに従事する企業が恩恵を受けることができます。さらに、商社は「第1線開放」政策を活用することにより、中継貿易や保税地域での保管業務を展開することができます。

海南自由貿易港には、税制体系以外にも以下のような多くの制度革新や優位性があり、注目を集めています。

- 多機能自由貿易口座（通称「EF 口座」）政策：条件を満たす経営主体にクロスボーダー資金決済、為替、投融資などの金融サービスを提供
- 過去に公布された「海南自由貿易港のクロスボーダー資産管理試点業務実施細則」：国外出資者の国内市場への投資に関して、新たなチャネルの選択肢を提供
- 今回公布された「海南自由貿易港外資投資条例」：外資投資や出資者権益保護を促進し、外資サービス業の参入を更に開放

海南自由貿易港における「封閉」の開始は、歴史的な発展の機会と考えられます。各社におかれては、政策動向を注視するとともに、政策への理解を深めることで、新たな開放の恩恵を享受する機会を見出すことができるでしょう。従って、海南への投資を検討している企業や投資者におかれては、PwC 専門家チームとの協議を実施するよう推奨いたします。PwC も海南自由貿易港の財政・税務及び投資政策における新たな動向について引き続き注視し、関連するインサイトを適時に共有してまいります。

注釈

1. 「海南自由貿易港における輸出入貨物、物品の禁止・制限リスト」は、以下をご参照ください。
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_1209b5326bbd45ebb12b1e4e702fbdae.html (リンク先は中国語原文)

「海南自由貿易港の輸出における『第 1 線』、『第 2 線』及び島内流通の税務政策に関する通知」は、以下をご参照ください。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033408.htm (リンク先は中国語原文)

「海南自由貿易港の輸入に係る課税商品リストに関する通知」は、以下をご参照ください。
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033415.htm (リンク先は中国語原文)

「中華人民共和国税関による海南自由貿易港の加工付加価値免税貨物に対する税務管理暫定弁法」は、以下をご参照ください。
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/6638497/index.html> (リンク先は中国語原文)

「海南自由貿易港の加工増値税、関税免除政策における海南原産貨物の認定管理暫定弁法」は、以下をご参照ください。
<https://en.hainan.gov.cn/hainan/szfbgtwj/202507/34db38ab60e9494296ff974330cf0297.shtml> (リンク先は中国語原文)

お問い合わせ

本稿で取り上げた内容が貴社に与える影響などについてご質問などがございましたら、下記の担当者まで随時ご連絡ください。

原遵華

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

郭鵬

PwC 中国税務市場主管パートナー

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

倪智敏

PwC 南部及び香港地区税務主管パートナー

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

張智營

PwC 中国南部税務紛争調整サービス主管パートナー

+86 (20) 3819 2187

calvin.zhang@cn.pwc.com

王舜宜

PwC 中国南部税務市場主管パートナー

+86 (755) 8261 8267

rebecca.s.wong@hk.pwc.com

吳剛

PwC 中国国際貿易管理サービスパートナー

+86 (755) 8261 8891

ryan.ga.wu@cn.pwc.com

李銘

PwC 中国税務及びビジネスコンサルティングパートナー

+86 (20) 3819 2563

dave.m.li@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- ・ 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- ・ “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特别行政区、マカオ特别行政区、及び台湾地区はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2025 年 8 月 8 日現在の情報に基づき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港特别行政区、シンガポール及び台湾地区の税制及びその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

馬龍

TEL: +86 (10) 6533 3028

long.ma@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト(<http://www.pwccn.com>)または香港特别行政区のウェブサイト(<http://www.pwchk.com>)にてご覧いただけます。

www.pwccn.com

© 2025 PwC。普華永道(PwC 中国)の許可なく配布することを禁じます。普華永道(PwC 中国)とは、PwC グローバルネットワークにおける中国メンバーファームを指し、場合によっては PwC グローバルネットワークを指します。詳細はこちらの URL をご参照ください: www.pwc.com/structure。
各メンバーファームはそれぞれ独立した別個の法人であり、他のメンバーファームの作為又は不作為について一切の責任を負いません。

海南封关在即，新政优策升级

二零二五年八月
第八期

摘要

2025年7月23日，国务院新闻办公室新闻发布会正式宣布海南自贸港将于2025年12月18日启动封关。自2020年6月国务院发布《海南自由贸易港建设总体方案》以来，海南自贸港在5年间相继推出一系列政策，旨在推动自贸港的建设和发展，为全岛封关的政策制度体系建立打好基础。

海南自贸港“封关”是指将海南岛全岛建成一个海关监管特殊区域，实施以“‘一线’放开、‘二线’管住、岛内自由”为基本特征的自由化便利化政策制度。“一线”放开，就是将海南自贸港与我国关境外其他国家和地区之间作为“一线”，实施一系列自由便利进出举措；“二线”管住，就是将海南自贸港与内地之间作为“二线”，针对“一线”放开的内容实施精准管理；岛内自由，就是在海南自贸港内，各类要素可以相对自由流通。

为配合海南自贸港2025年12月18日正式启动封关，商务部、财政部、海关总署、税务总局近期密集发布了相关政策如下¹：

- 《海南自由贸易港禁止、限制进出口货物、物品清单》
- 《关于海南自由贸易港货物进出“一线”、“二线”及在岛内流通税收政策的通知》
- 《关于海南自由贸易港进口征税商品目录的通知》
- 《中华人民共和国海关对海南自由贸易港加工增值免关税货物税收征管暂行办法》，及其配套的
- 《海南自由贸易港加工增值免关税政策项下海南自产货物认定管理暂行办法》

这些政策在全力冲刺封关运作的关键时期，显示了中国政府坚定不移扩大高水平对外开放的坚定决心，为优化海南产业升级注入新动能。本期的《中国税务/商务新知》将整合这些新政策的主要内容，从海关监管和税收征管层面分析新政策对企业的影响，并分享我们的观察。

详细内容

零关税政策的扩大实施

货物贸易“零关税”是中国“十四五”规划期间推进海南自由贸易港建设的重要政策，旨在通过分阶段实施关税减免，促进贸易自由化便利化。“零关税”具体是指海关对海南自由贸易港从境外经“一线”进口的货物和物品免征关税、进口环节增值税和消费税，并免于实施常规监管。在全岛封关运作前，海南自贸港“零关税”政策目前通过三个清单实施管理，具体如下表：

类别	现行“零关税”政策	免征范围
自用生产设备	企业自用的生产设备实施“零关税”负面清单管理	免征关税、进口环节增值税和消费税
交通工具及游艇	对岛内用于交通运输、旅游业的船舶、航空器等交通工具，还有游艇，实行“零关税”的正面清单管理	免征关税、进口环节增值税和消费税
原辅料	对于岛内用于生产自用或者是开展“两头在外”模式的出口加工所消耗的原辅料，实施“零关税”正面清单管理	免征关税、进口环节增值税和消费税

全岛封关后，将有三个方面的明显变化：

一是“零关税”商品覆盖面显著提高。全岛封关运作以后，进口“零关税”商品将实行负面清单管理，由《海南自由贸易港进口征税商品目录》取代此前的“零关税”商品正面清单。“零关税”商品范围将由目前的 1900 个税目扩大至约 6600 个税目，约占全部商品税目的 74%，这比封关前提高了近 53%。尤其是新增商品如机器设备、检测仪器等，显著提高了开放的范围和水平。例如，封关前仅允许在海南博鳌乐城国际医疗旅游先行区内注册并通过认定的企业进口享受零关税政策的医疗器械也将进一步放开。

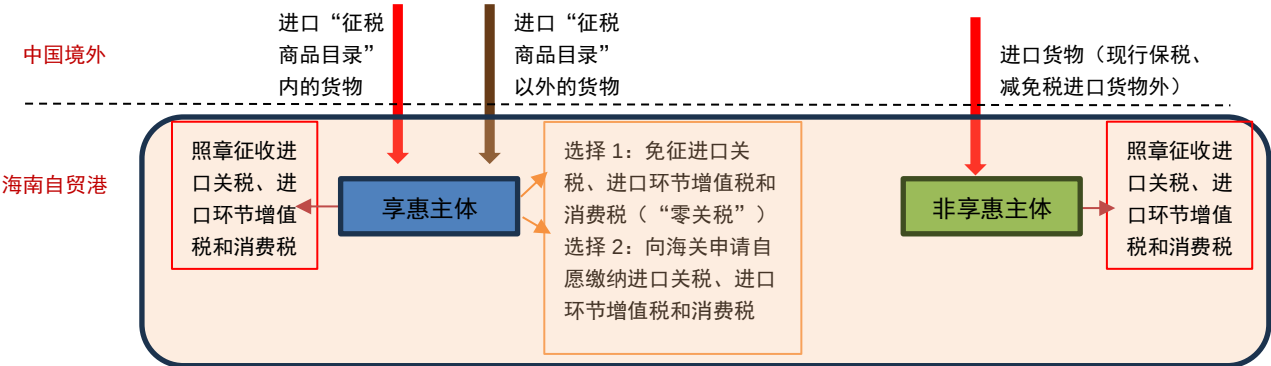
二是享受优惠的主体（“享惠主体”）范围也明显扩大。目前，进口“零关税”政策仅适用于在海南自由贸易港登记注册的独立法人企业、事业单位，全岛封关运作之后，各类企业、事业单位以及科技类、教育类民办非企业单位，只要在海南自由贸易港登记注册，且未被纳入经营（活动）异常名录、海关失信企业名单、严重违法失信名单，有实际进口需求均可自愿申报享惠主体资格，享受零关税政策。

三是政策的限制条件进一步放宽。封关运作以后，进口“零关税”商品及其加工制成品不再局限于企业自用，可以在享惠主体间自由流通（如在海南自由贸易港内加工制造的货物及其加工制成品在岛内发生转让），免于补缴进口税收。

本次发布的新政策将推动贸易便利化，鼓励企业在海南自贸港的生产、加工和销售的整个产业链环节，形成完整的产业链形态。在征税目录上现有的消费品品类，现阶段仍然可以通过现有的免税销售渠道实现免税销售。

需注意：

- “零关税”货物如属于以下四类措施货物，即：关税配额管理，贸易救济措施，中止关税减让义务、加征关税措施，为征收报复性关税而实施加征关税措施（加征关税均获得排除的除外）的，经“一线”进口时，仍然按照国家统一规定执行四类措施。
- “零关税”进口货物需要设立海关电子账册，海关将运用信息化、智能化手段实施管理，不按特定减免税货物办理相关海关手续，并根据需要开展稽查、核查。
- 对于进口征税商品目录以外的货物，享惠主体可适用“零关税”政策；但非享惠主体则不适用。
- 享惠主体自愿缴纳进口关税、进口环节增值税和消费税（或进口环节增值税和消费税）的，可向海关提出申请。主动放弃货物“零关税”进口资格后，12 个月内不得再次申请同类货物“零关税”进口。我们理解保留此选项是为了让享惠主体后续销售给非享惠主体时开具的增值税发票，可以用来抵扣前道缴纳的海关环节的进口增值税，在增值税处理上形成了闭环。



加工增值免税政策的深化

加工增值货物内销免税政策是指，对海南自由贸易港内鼓励类产业（包括《产业结构调整指导目录（2024 年本）》中的鼓励类产业、《鼓励外商投资产业目录（2022 年版）》中的产业和海南自由贸易港新增鼓励类产业）企业生产的含进口料件在海南自由贸易港加工增值达到或超过 30%的货物，从海南自由贸易港进入内地免征进口关税，照章征收进口环节增值税和消费税。该政策于 2021 年 7 月试点实施以来进行了多次优化调整。

最新颁布的《海南自贸港加工增值免税货物税收征管暂行办法》在原来仅适用于特定海关特殊监管区域的试点，扩大到了覆盖海南全岛，取消地区限制，并且放宽了企业门槛，取消鼓励类产业主营业务收入占企业收入总额 60%以上的要求，纳入“零关税”进口货物以及岛内自产货物的增值价值，岛内不同企业开展的加工环节可以累计，使更多企业可享惠。此外新政策也出台了配套税收征管细则（如加工增值申报流程、风险稽查机制等），形成完整制度体系，标志着加工增值政策进入“普惠制”新阶段。

新出台的《海南自贸港加工增值免税货物税收征管暂行办法》在政策细节上进行了显著优化：

优化方向	封关前试点政策	封关后政策	核心影响
享惠门槛	要求企业鼓励类收入占比不低于 60%	取消收入占比，仅需要为鼓励类企业	扩大享惠企业范围
进口零关税料件范围	仅限保税货物	新增“零关税”货物	料件来源更灵活
加工增值计算	售价超过进口料件和境内区外采购料件的增值部分	海南自产货物价值也计入增值部分	企业更容易达到 30%的门槛
增值累计规则	仅限单一企业内部或洋浦保税港区内深加工结转总体增值累计	允许全岛上下游企业间增值累计	鼓励产业链协作，延伸产业集群
微小加工认定	未明确界定	新增掺混、贴标等微小加工不享惠条款	防止政策套利，强化实质性加工要求

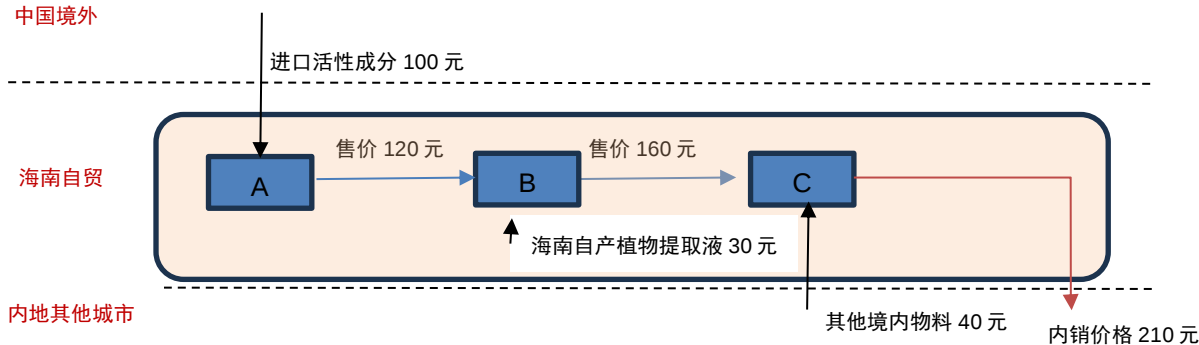
需留意的是，在上述“加工增值计算”提及的“海南自产货物”的认定仍然以“完全获得”为主要依据，主要为海南种植、养殖、捕获的农产品及开采的矿物，仍然以第一产业为主，对于以轻重工业产品为主的制造行业企业，在加工增值的计算中，海南原产的适用度不是十分明显，但是为海南本土产品开辟了“绿色通道”。

案例说明：化妆品精华液生产

假设一瓶精华液成本构成如下：进口活性成分 100 元, 境内采购物料 40 元,海南自产植物提取液 30 元。

- 情形一：封关前企业在单一加工环节后出区内销价格 180 元。
- 情形二（封关后各企业分工）：A 企业进口活性成分 100 元，加工后以 120 元转售给 B 企业；B 企业加入海南自产植物提取液 30 元，加工后以 160 元转售给 C 企业；C 企业购买其他境内物料等 40 元，制成产成品以 210 元销往内地。

情形二（封关后各企业）分工流程示意图：



	情形一：封关前试点政策	情形二：封关后政策
加工程序	企业需独立完成全部加工并且销售到境内区外。	分工流程： A 企业进口活性成分 100 元，加工后以 120 元转售给 B 企业； B 企业加入海南自产植物提取液 30 元，加工后以 160 元转售给 C 企业； C 企业购买其他境内物料等 40 元，制成产成品以 210 元销往内地
增值率计算=〔（货物内销价格-∑ 进口料件价格-∑ 境内采购料件价格）/（∑ 进口料件价格+∑ 境内采购料件价格）〕	增值率=[180 - （100+40）]/（100+40）= 28.57%	按照新规，海南自产货物可从境内料件成本中扣除，增值率计算为： [210-（100+40-30）]/（100+40）=100/140= 71.42%
是否适用优惠政策	增值率小于 30%，该企业内销无法适用优惠政策。	达到 30%的增值率要求，C 企业内销可以适用优惠政策。

海南现行的其他税收优惠政策

除了关税和海关监管等优惠政策，海南现行的核心税收优惠政策还包括企业所得税税率 15%、新增境外直接投资免税，以及个人所得税优惠税率 15%等。

在 7 月 23 日国新办的新闻发布会上，财政部相关负责人解释，全岛封关运作后，财政部将结合自由贸易港建设实际和推进更高水平对外开放的需要，继续深化税制改革，确保政策力度持续提升，政策红利不断释放。其中，将继续落实好企业所得税和个人所得税现行优惠政策，吸引更多符合自由贸易港建设需要的高端人才和优质企业落地海南，助力自由贸易港发展。

海南自贸港现行有效实施的企业所得税及个人所得税相关的优惠政策汇总如下，我们也期待海南自贸港税制改革继续推进、持续深化，实现更加开放的税收政策体系，完成区域普惠型税收优惠政策落地。尤其新增境外直接投资免税政策，契合当前企业出海趋势，值得企业关注，普华永道税务团队亦为不少企业在成功运用相关政策上提供了相关的咨询与落地服务。

税种	适用主体	优惠政策	有效期至
企业所得税	对注册在海南自由贸易港并实质性运营的鼓励类产业企业	减按 15%的税率征收企业所得税	2027 年 12 月 31 日
	对在海南自由贸易港设立的旅游业、现代服务业、高新技术产业企业	新增境外直接投资取得的所得，免征企业所得税	2027 年 12 月 31 日
	对在海南自由贸易港设立的企业	符合条件的资本性支出，允许在支出发生当期一次性税前扣除或加速折旧或摊销	2027 年 12 月 31 日
个人所得税	对在海南自由贸易港工作的高端人才和紧缺人才累计居住 183 天（航空、航运、海洋油气勘探人才除外）	其综合所得、经营所得的个人所得税实际税负超过 15%的部分，予以免征	2027 年 12 月 31 日

注意要点

最近一段时间颁布的海南自贸港最新政策主要集中在海关政策，暂未涵盖《海南自由贸易港建设总体方案》提及的企业所得税 15%的负面清单以及销售税制度改革。需注意在“加工增值 30%”政策上虽取消对企业鼓励类产业收入占比超过 60%

要求，但对于企业所得税相关优惠政策，如 15%优惠税率政策的享受上应遵循现有政策（以鼓励类产业为主营业务收入，且其主营业务收入占企业收入总额 60%以上）的要求。

海南封关时间点的确定，以及中央和海南政府陆续出台落地海南自贸港的配套优惠政策将对一系列产业带来积极的作用，例如，企业生产设备、零配件免征关税，将大幅降低高端制造（如生物医药、新能源汽车、航空航天）的投产成本。进口货物在海南加工增值超 30%进入内地免征关税，可以使如农产品加工、医疗器械、精密仪器组装等企业受益。同时贸易企业亦可以依托“一线放开”政策开展转口贸易、保税仓储。

除了税收体系以外，海南自由贸易港还有众多制度创新和优势也值得关注和运用好，例如：多功能自由贸易账户（俗称“EF 账户”）政策为符合条件的经营主体提供跨境资金结算、汇兑、投融资等金融服务便利；早前公布的《海南自由贸易港跨境资产管理试点业务实施细则》为境外投资者投资境内市场提供了探索新渠道；近日出台的《海南自由贸易港外商投资条例》旨在促进外商投资、保护投资者权益并优化营商环境，将进一步开放外资对服务业的准入。

海南自贸港封关运作是历史性的发展机遇，企业应密切关注政策动态，加强政策理解，抢抓机遇，把握新一轮开放红利。而有意投资海南的企业和投资者也欢迎和普华永道的专业团队保持沟通，普华永道将持续关注海南自贸港的财税和投资政策的新发展，并及时与您分享有关洞察。

注释

1. 《海南自由贸易港禁止、限制进出口货物、物品清单》，参见
https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_1209b5326bbd45ebb12b1e4e702fbdae.html

《关于海南自由贸易港货物进出“一线”、“二线”及在岛内流通税收政策的通知》，参见
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033408.htm

《关于海南自由贸易港进口征税商品目录的通知》
https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202507/content_7033415.htm

《中华人民共和国海关对海南自由贸易港加工增值免关税货物税收征管暂行办法》，参见
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/6638497/index.html>

《海南自由贸易港加工增值免关税政策项下海南自产货物认定管理暂行办法》，参见
<https://en.hainan.gov.cn/hainan/szfbgtwj/202507/34db38ab60e9494296ff974330cf0297.shtml>

联系我们

为了更深入讨论本刊物所提及的问题对您业务可带来的影响，请联系：

原遵华

普华永道中国税务主管合伙人

+86 (21) 2323 3495

jeff.yuan@cn.pwc.com

倪智敏

普华永道中国南部及香港地区税务主管合伙人

+852 2289 5616

jeremy.cm.ngai@hk.pwc.com

王舜宜

普华永道中国南部税务市场主管合伙人

+86 (755) 8261 8267

rebecca.s.wong@hk.pwc.com

李铭

普华永道中国税务及商务咨询合伙人

+86 (20) 3819 2563

dave.m.li@hk.pwc.com

郭鹏

普华永道中国税务市场主管合伙人

+86 (10) 6533 3415

p.guo@cn.pwc.com

张智营

普华永道中国南部税务分歧协调服务主管合伙人

+86 (20) 3819 2187

calvin.zhang@cn.pwc.com

吴刚

普华永道中国国际贸易管理服务合伙人

+86 (755) 8261 8891

ryan.ga.wu@cn.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”3.0全新上线

不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)

- 安卓手机也可以在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载
- “税界”网页版链接: <https://shuijie.pwcconsultantssz.com>



文中所称的中国指中国内地，不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2025 年 8 月 8 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国内地、香港地区和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

马龙
电话: +86 (10) 6533 3103
long.ma@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页: <http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>

www.pwccn.com

© 2025 普华永道。版权所有，未经普华永道允许不得分发。普华永道系指普华永道网络中国成员机构，有时也指普华永道网络。详情请进入 www.pwc.com/structure。

每家成员机构各自独立，并不就其他成员机构的作为或不作为负责。